

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鞍手町長 岡崎 邦博

市町村名 (市町村コード)	鞍手町 (40402)
地域名 (地域内農業集落名)	鞍手町 (新北、長谷、八尋、新延、永谷、室木、本村、立林、山ヶ崎、小牧、今村、猪倉、新橋、上木月、木月、古門、神崎)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月5日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・59歳以下の世代と法人が区域の半分以上の耕地を耕作している。また、長期間担うことのできる59歳以下と法人の担い手数が全体の半数近くを占めている。
 ・75歳以上の担い手も10年後には全体の3割程度となるなど高齢化も進んでいる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻を主要作物とし、麦や大豆、野菜などを裏作として作付を行うことで、農地の有効活用をおこなっていく。また、転作作物については、団地化を形成しつつ、栽培方法を確立していく。
 ・人・農地プランにおける剣、古月、西川地区それぞれにおいて地区内での担い手への集約を進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	580.47 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	580.47 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農用地区域内の農地などを農業上の利用が行われる範囲とし、そのうち、農業者による経営が困難なものについては保全・管理等を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
目標地図に位置付ける者に対する集積・集約化を進め、農業委員等と協議を行いながら、中間管理機構を通して集積、集団化を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域内で農地の貸借が発生した場合は、原則として中間管理機構を利用し、目標地図に位置付ける者への集約化を行っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
できるだけ大区画化事業に取り組み、1つあたりのほ場面積を拡大していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
人・農地プランにおける剣、古月、西川地区での担い手への集積を基本とするが、状況に応じて他地区からの新たな担い手の確保を行っていく。また、JA等関係機関と連携を行いつつ、多様な経営体の確保・育成に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業効率化などの観点から、防除作業や機械共同利用について農業支援サービス事業者への委託に取り組んでおり、今後も継続して取組を行っていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①山間地など鳥獣被害がある地域については、特に捕獲体制づくりの強化について検討を行っていく。
- ③営農コスト削減のため、スマート農業への取り組みについて検討する。
- ⑦地域内の農道・水路等の施設について、担い手等関係者が相互に連携し、適切に維持管理を行っていく。